

2017年9月議会一般会計質疑－畑中たけし（日本共産党）

1 問目質疑（畑中たけし）

大きな二点目として、彩都西地域への24時間営業の大型商業施設の出店計画についておたずねします。

一つ目に、大規模小売店舗立地法（以下、「大店立地法」という）出店計画概要書等によるこれまでの経過と計画の概要についておたずねします。

1 問目答弁（市環境部長）

平成28年9月に当該店舗の出店計画に係る最初の相談があり、その後、協議を経て平成29年3月7日に出店計画概要書を受領しております。その内容は、設置者である大黒天物産株式会社が、彩都やまぶき二丁目において、食料品を主品目とした（仮称）ラ・ムー茨木彩都店を出店するもので、その延床面積は2,868㎡であり、営業時間は24時間営業を予定しているものであります。

1 問目質疑（畑中たけし）

二つ目に、9月のはじめに正式の出店申請が提出されると聞いていますが、現状と見通しについてお示し下さい。

1 問目答弁（市環境部長）

現在、茨木市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱に基づき、届出内容に関する事前協議を行っているところであります。今後の見通しにつきましては、協議が整い次第、店舗新設の届出を提出される予定であると聞いております。

1 問目質疑（畑中たけし）

三つ目に、地域の諸団体から本件に関して、茨木市に種々の意見具申が行われていると聞いていますが、概略をお示し下さい。地域では「彩都西街づくり憲章」も提唱して、本件に係わる居住環境の悪化の危惧をアピールしておられますが、「彩都まちづくり宣言」をはじめその街づくりの経過からする理念等から鑑みて、市長の対応の基本的認識をお示し下さい。

1 問目答弁（市環境部長）

彩都西自治会協議会より、平成29年6月1日付で「彩都本来の姿への改善策について（要望）」が提出されております。この要望書では、まちの成長に伴い、様々な治安問題も出てきていること、24時間営業の商業施設の進出に伴う治安悪化を危惧していることが記載されており、自治会協議会が改善策を考えていくにあたり、茨木市の協力を要望するという内容になっております。これを受け、地域では7月1日付けで「彩都西まちづくり憲章」を宣言されており、住民が主体となって良好な住環境の維持に努めていることについては、市としても評価できるものと考えており、今後も、彩都の良好な生活環境が維持、増進されるよう、住民、事業者、市が協働のまちづくりに取り組んでまいります。

1 問目質疑（畑中たけし）

四つ目に、大店立地法の立法趣旨と従来の大店法との相違点をお示し下さい。また法手続きの流れをお示し下さい。茨木市は本法の許認可権を大阪府から受託されていると聞いていますが、経過をお示し下さい。あわせて本件の場合の公示の方法、説明会の開催状況、意見書の提出方法等住民の権利に関わる内容に付いてお示し下さい。

1 問目答弁（市環境部長）

大店立地法は経済活動を規制するものではなく周辺地域の生活環境保持の観点から、大規模小売店舗の出店によって生じる交通渋滞や騒音などの諸問題への配慮を求めるものであるのに対し、旧大店法は、大規模小売店舗周辺の中小小売業者の事業機会の確保の観点から、大規模小売事業者の事業活動を調整するものであります。法手続きの流れにつきましては、届出の提出後、市は、届出内容を4か月間の縦覧に供して、地域住民等からの意見を求め、その後、学識経験者で構成される茨木市大規模小売店舗立地審議会を経て、市の意見を設置者に通知することとなります。なお、設置者は、届出日以降2か月以内に、地域住民に対する説明会を実施することが定められております。大店立地法に係る事務権限の移譲の経過につきましては、平成21年3月に大阪府が策定した「大阪発“地方分権改革”ビジ

ョン」に基づき、平成 23 年 1 月に事務権限の移譲を受けております。住民の権利に関わる内容につきましては、届出受理後、市が速やかに届出概要を掲示場にて告示を行った後、設置者は、説明会開催予定日の 1 週間前までに、店舗敷地内への掲示や主要な日刊新聞紙へのチラシの折り込み等により地域住民へ周知した後、説明会を開催することが定められております。また意見書につきましては届出書の告示後、4 か月以内に持参または郵送により市へ提出を行うものとしております。

1 問目質疑（畑中たけし）

五つ目に、本件は都市計画法の開発協議も行われていると聞いていますが、経過と内容と大店立地法の手続きの関連をお示し下さい。

1 問目答弁（市理事）

開発指導要綱に基づく事前協議につきましては、開発者より事前協議書が平成 29 年 3 月 3 日に提出され協議担当課の意見を集約し、平成 29 年 3 月 24 日に開発者に回答しております。現在、各担当課との協議中であり、また関係住民への説明等が行われているところであります。事前協議と大規模小売店舗立地法の手続きの関連につきましては、開発指導要綱第 9 条第 3 項により、大規模小売店舗立地法第 5 条に規定する届出を行う前に、開発指導要綱の事前協議書を提出するものとしており、事前協議書は平成 29 年 3 月 3 日に提出され、大規模小売店舗立地法第 5 条の届は現在未提出であります。

2 問目質疑（畑中たけし）

彩都西地域への 24 時間営業の大型商業施設の出店計画についてあらためておたずねします。

要綱第 4 では「設置者は第 3 の規定による協議内容を踏まえた上で、法第 4 条第 1 項の指針に定められた事項に配慮して新設等に関する届け出を行うものとする」と規定していますが、これまでの協議内容や指針（例えば立地に伴う生活環境への影響についての調査や予測）からして、24 時間営業に対する設置者の考え方はどうなっているのか、また茨木市は事前協議で住民の意向を伝えているのかおたずねします。いずれにしても茨木市の行政力や地域住民との連携が試される法制度です。担当副市長の決意をおたずねします。

問題は彩都西地域即ち地域の生活環境保持の観点から、「24 時間営業」の大規模小売店舗立地についての可否をめぐる市の判断です。私、畑中たけしも街頭でも、地域訪問でも本件に対するアンケート投票を実施しましたが、82%が出店反対、賛成はわずか3%。保留が15%です。大規模小売店舗立地法（地方公共団体の施策）第十三条「地方公共団体は小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」とされています。また全国でも「特定商業施設の適正な事業活動の推進条例」を定めて、用途地域によっては深夜営業の大規模小売店舗の立地を規制しており、経済産業省も条例制定を容認しています。茨木市は自然環境や居住環境の保護等の観点から本地域の特殊性に鑑み、独自の審査基準を定めて対応する必要があると考えますが、茨木市の本件立地の基本的見解をあらためてお示し下さい。

2 問目答弁（環境部長・副市長）

設置者は、深夜帯においても、騒音や交通などの指針に定める基準を満たしたうえでの店舗運営が可能であり、また一定の消費者ニーズがあるとの考えから 24 時間営業を行う予定であると聞いております。

地域住民の皆さまからの意向につきましては、営業時間の件も含め、事前協議において設置者に伝えております。

大店立地法に基づく届出がされましたら、法令に基づき手続きを進めて参ります。この中で経済活動にかかわるものについては対応するのは難しい面がありますが、設置者に対しまして、とくに夜間に発生する騒音及び防災・防犯対策などについて必要に応じて対策を講じるなど生活環境の保持に配慮した事項を確実に履行するとともに近隣住民への対応を真摯に行うよう強く求めて参ります。

大店立地法第 13 条は世界貿易協定の一部である「サービスの貿易協定に関する一般協定」の発効後、地方公共団

体が行う措置であっても、透明性の確保や合理性、客観性、公平性の規定への整合性が求められるようになりましたことから、「上乗せ規制」や「店舗の需給調整」など、本法の趣旨に反した規制を行うことが出来ない旨を明確化した条文であります。一方大店立地法趣旨に照らし、合理的な範囲で制度を設けることや全く違う観点例えば自然環境の保護などから施設整備の規制を行う事は本規定に抵触するわけではないとされているところであります。

条例につきましては、地域の皆様の声も聴いており、また行政指導を行う根拠として条例が定められている市もありますが大店立地法をはじめとする各種法令との関係や市全体の生活環境の保持等の大きな観点からその効果・課題について今後更に研究する必要があると考えております。なお本件立地に関し彩都地域のみに新たな審査基準を設けることは協議が進行中の状況であることを勘案しましても現状では困難ではないかと考えております。

3 問目質疑（畑中たけし）

彩都西への24時間営業の大型店舗出店計画の問題ですが、市長に重ねてお尋ねします。「彩都まちづくり宣言」「彩都西街づくり憲章」「彩都まちづくりルール」からして、彩都西には24時間営業の大型店舗はそぐわない、ふさわしくないという町ぐるみの主張を茨木市は理解できますか。またその声を達成するために、住民と連携して行政としての責任を果たす決意があるのかおたずねします。

3 問目答弁（副市長）

彩都につきましては、これまでから住民の皆さん方等が主体的になって、良好な環境を保持・増進する取り組みが進められてまいりました。これは、まちづくり憲章という形で表れているものと理解いたしております。今回のラ・ムーの出店につきましては、様々な課題があると考えておりますけれども、市といたしましては、今後ともこのまちづくり憲章を大事にしながら住民のみなさん方と一緒に彩都のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。